

広島県里親登録証取扱要綱

(趣旨)

第1条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親に対し、その身分を証明する証票を交付することとし、その取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(身分を証明する証票)

第2条 前条に規定する証票（以下「里親登録証」という。）は、別記様式第1号のとおりとする。

(交付の対象)

第3条 里親登録証は、法第6条の4第1号に規定する養育里親及び同条第2号に規定する養子縁組里親に該当するものに交付する。

(有効期間)

第4条 里親登録証の有効期間は、法第34条の19に規定する養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の有効期間とする。

(交付申請)

第5条 里親登録証の交付を受けようとする者は、別記様式第2号による申請書を県に提出しなければならない。

2 県は、前項の規定による申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が第3条に規定する交付の対象に該当するものと認めたときは、里親登録証を交付する。

3 県は、前項の審査の結果、当該申請者が第3条に規定する交付の対象に該当しないものと認めたときは、理由を付し、申請書を当該申請者に返却する。

(再交付)

第6条 里親登録証の交付を受けた者は、里親登録証を破り、汚し、又は失つたときは、里親登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、別記様式第3号による申請書を県に提出しなければならない。

3 里親登録証を破り、又は汚した里親登録証の交付を受けた者が第1項の申請をするには、申請書にその里親登録証を添えなければならない。

(返納)

第7条 里親登録証の交付を受けた者は、次の各号の規定のいずれかに該当する場合は、速やかに里親登録証を県に返納しなければならない。

(1) 第3条の交付の対象に該当しないものとなったとき

(2) 里親登録証の有効期間が満了したとき

(3) 里親登録証の交付を受けた者が、前条第1項の申請をした後、失った里親登録証を発見したとき

(貸与等の禁止)

第7条 里親登録証の交付を受けた者は、里親登録証を貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

(写真)	里親登録証	
	(有効期間 年 月 日まで)	
	氏 名	(性別)
	生年月日	
	里親区分	
上の者は、児童福祉法第6条の4に規定する里親であることを証明します。		
年 月 日	広島県知事	印

注 大きさは、JIS規格のカードサイズ（53.98mm×85.60mm）又は名刺4号サイズ（55mm×91mm）とする。

様式第2号（第5条関係）

里親登録証交付申請書

年 月 日

広島県知事様

申請者 住所
氏名

次のとおり、里親登録証の交付を申請します。

申請事由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
里親区分	<input type="checkbox"/> 養育里親 <input type="checkbox"/> 養子縁組里親
その他	

(添付書類)

次の写真又は電子データを添付すること。

- ・縦3.0cm×横2.4cm
- ・無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、正面、上三分身
- ・申請日前6カ月以内に撮影したもの

